

松川町環境審議会

サステナブルな地域を目指して

地球温暖化対策実行計画

社会が望む持続可能な地域

カーボンニュートラルは、環境用語から経済用語に

● 脱炭素地域

脱炭素社会の実現は全世界のコミットメント

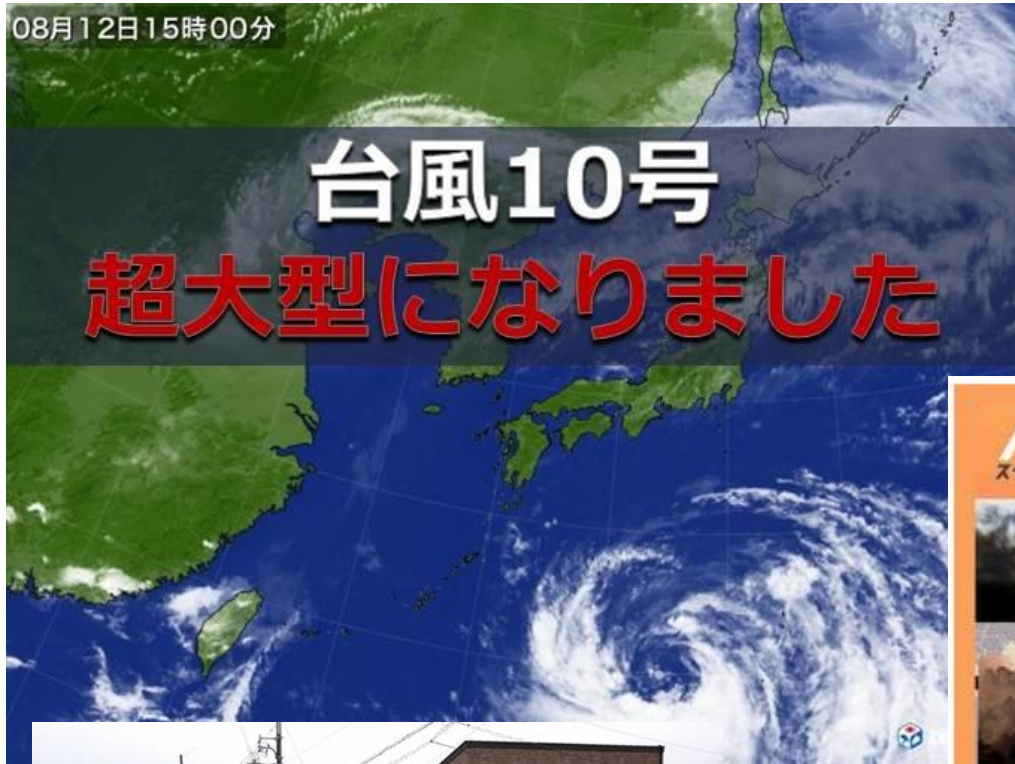
● 地域循環共生圏

地域内環境経済循環

「地域内の資源を活用する」だけでなく「カーボンニュートラルを切り口にウェルビーイングな地域づくり」が必要



皆さんは気候の変化を感じていますか？



解説 TBS NEWS DIG

フランス
南西部の村
焼失面積 約500ha
約2000人が避難

ポルトガル
焼失面積 約8400ha
約1400人が避難

カナダ
1037か所で火災発生中
焼失面積 約1400万ha

スペイン・カナリア諸島
焼失面積 8000ha以上
1万2000人以上が避難

ハワイ・マウイ島
114人以上死亡
約3000棟が被害

ハワイだけじゃない
山火事の“世界同時発生”

The graphic features a world map with red highlights indicating wildfire activity in France, Portugal, Canada, Spain, and Hawaii. It includes small inset images of fire and a news anchor's face.

気候変動

与えるリスクと機会



自然災害による被害は増加傾向。気候変動が地域の持続可能性を脅かすリスクとなりつつある。脱炭素化によって、リスク回避、機会の獲得を目指す動きがビジネスにおいて潮流に。

▼2011年タイ洪水で、多くの日本企業の生産拠点が、長期浸水、サプライチェーン寸断の被害を受けた。



出所:ロイター

▼欧州で新設された石炭火力発電所の簿価が1年で半減

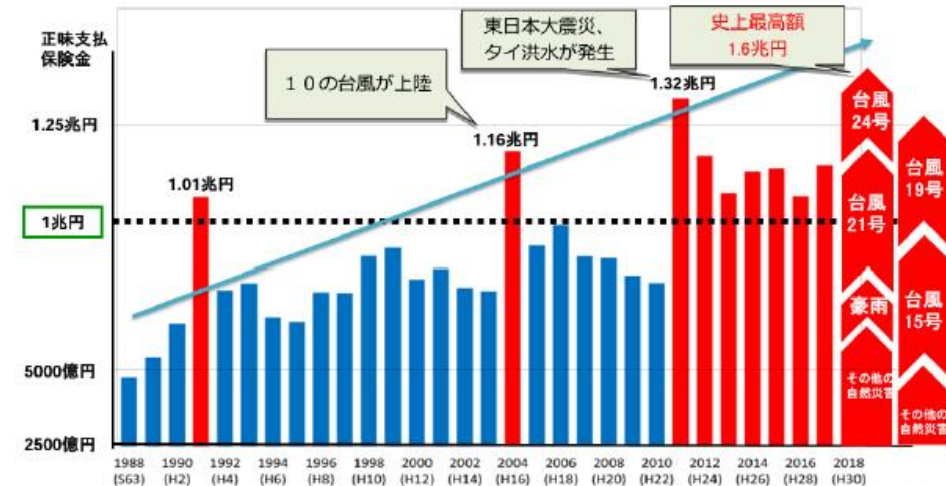


出所:The Talley Group

出典：環境省 カーボンニュートラル時代の中小企業経営とその支援策

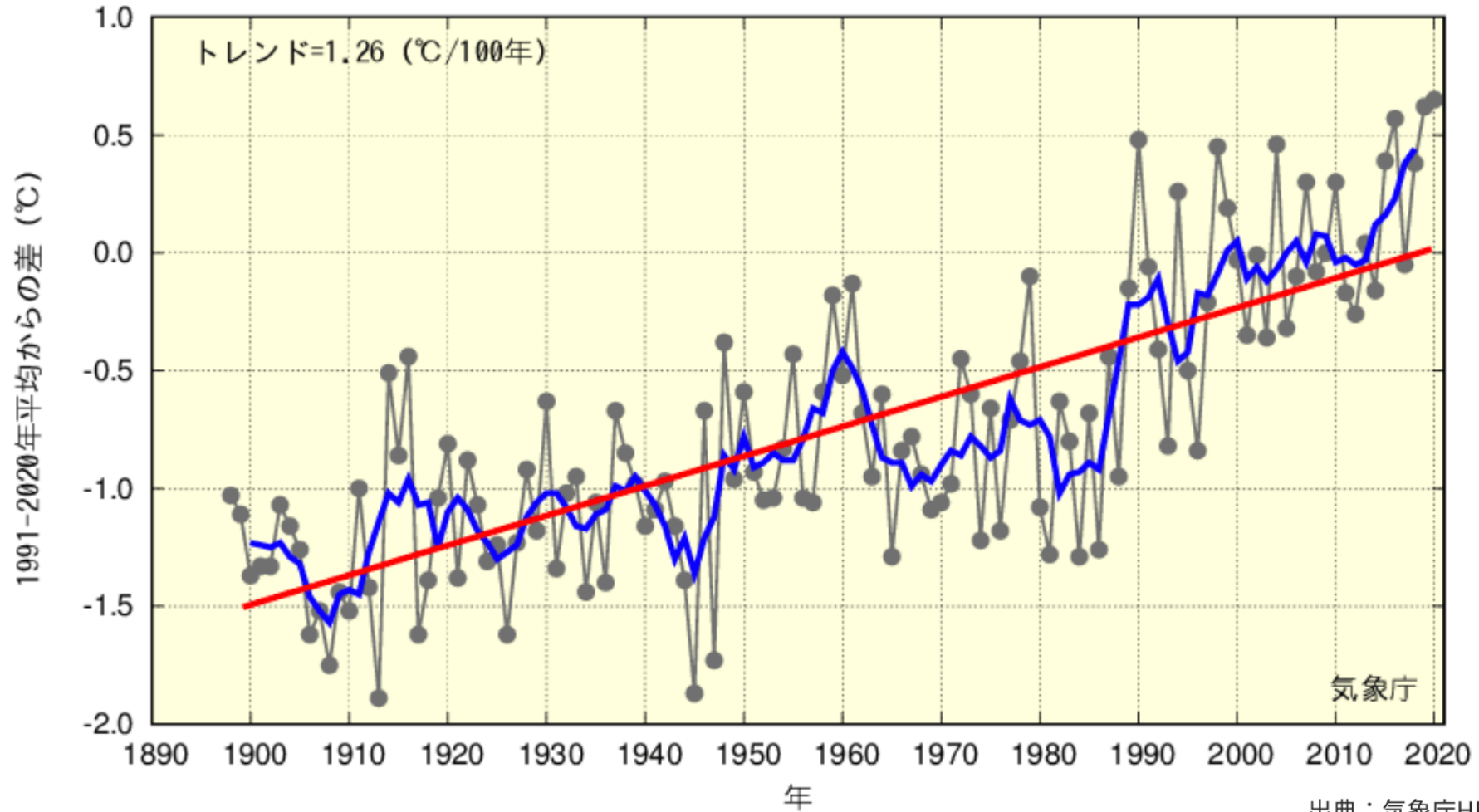
▼2011年以降、保険金支払額が1兆円越え
日本の大災害

- 2011年以降、恒常的に保険金支払額が1兆円を超えている。
- 台風による大災害発生が増加傾向にある。



日本の年間温度変化

日本の年平均気温偏差



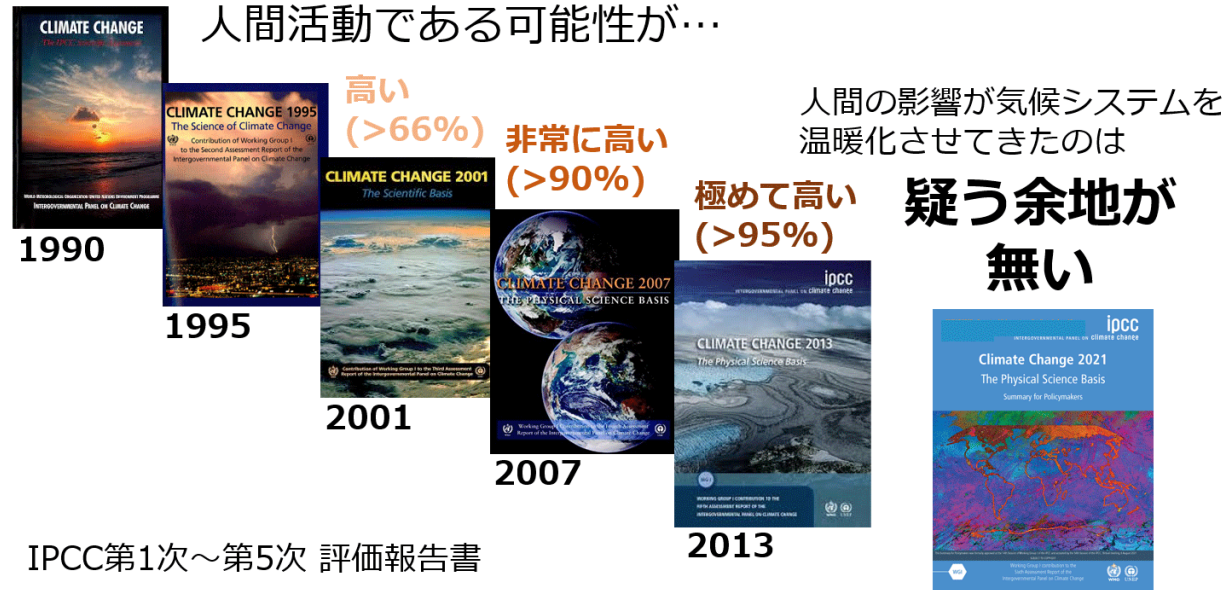
出典：気象庁HP

気候変動の現在値

2021年 IPCC 第6次評価報告書

「人間の影響が気候システムを温暖化させてきたのは疑う余地がない」

20世紀後半以降の温暖化の主な原因は人間活動である可能性が...










IPCC第1次～第5次 評価報告書

パリ協定とは？（2015年）

「パリ協定」の主な内容

- 世界全体の平均気温上昇を産業革命前に比べ2度より低く抑える
- さらに、気温上昇を1.5度までに抑える努力をする
- すべての国が、温室効果ガスの削減目標をつくる
- 世界全体の削減実施状況の検討を5年ごとに行う

COP26 「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」 2022年3月

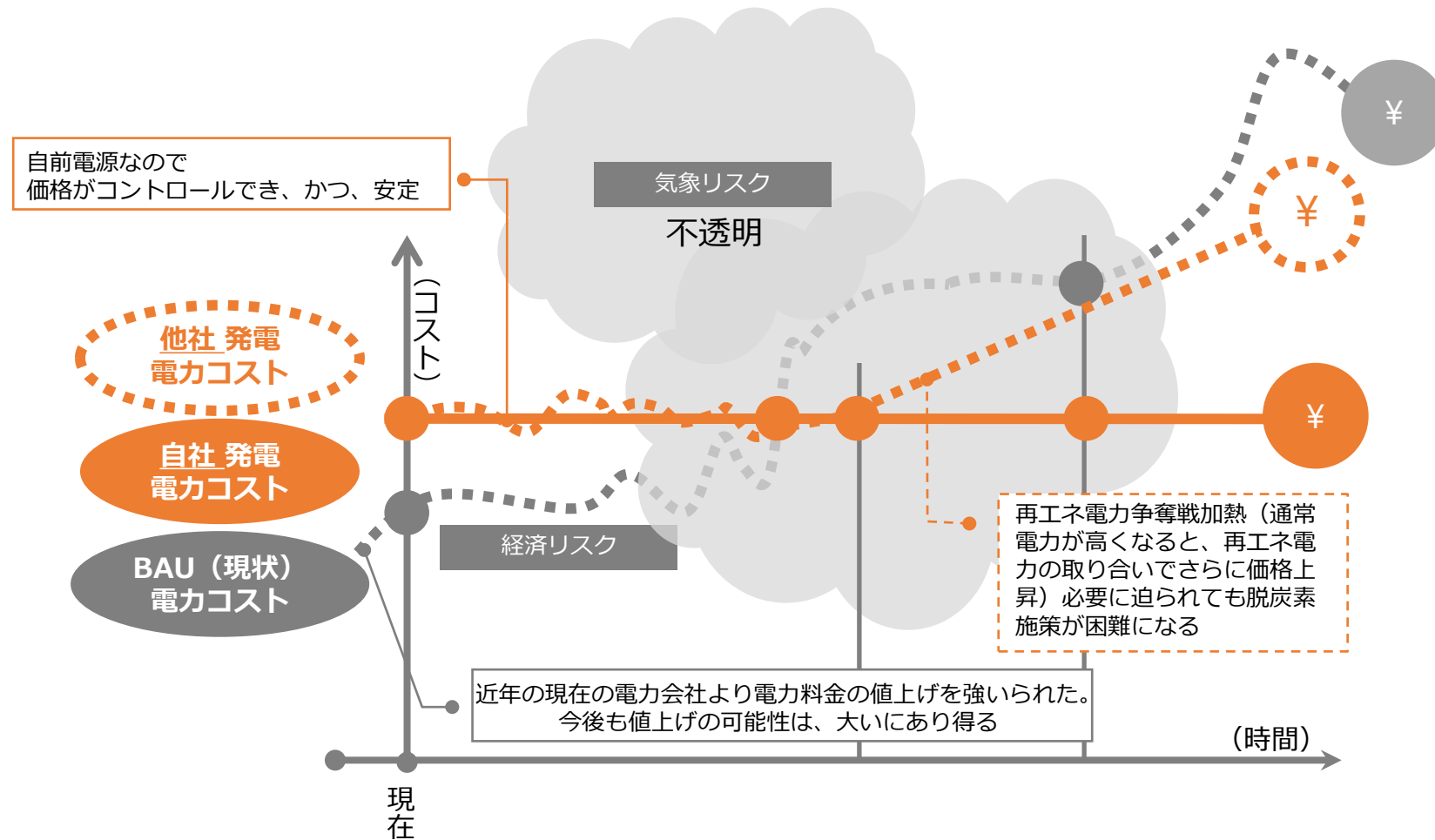
各国の削減目標 		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(*) を目指す年など <small>(*) 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること</small>
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 60-65% 削減 <small>(2005年比)</small> ※CO ₂ 排出量のピークを 2030年より前にすることを旨す	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55% 以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45% 削減 電力に占める再生可能エネルギーの割合を50%にする 現在から2030年までの間に予想される排出量の増加分を10億トン削減	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030 年度 において 46% 削減 <small>(2013年比)</small> ※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	森林などによる吸収量を差し引いた 温室効果ガスの実質排出量を 2050 年までに 約 60% 削減 <small>(2019年比)</small>	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 50-52% 削減 <small>(2005年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています (2021年11月現在)

環境問題の歴史

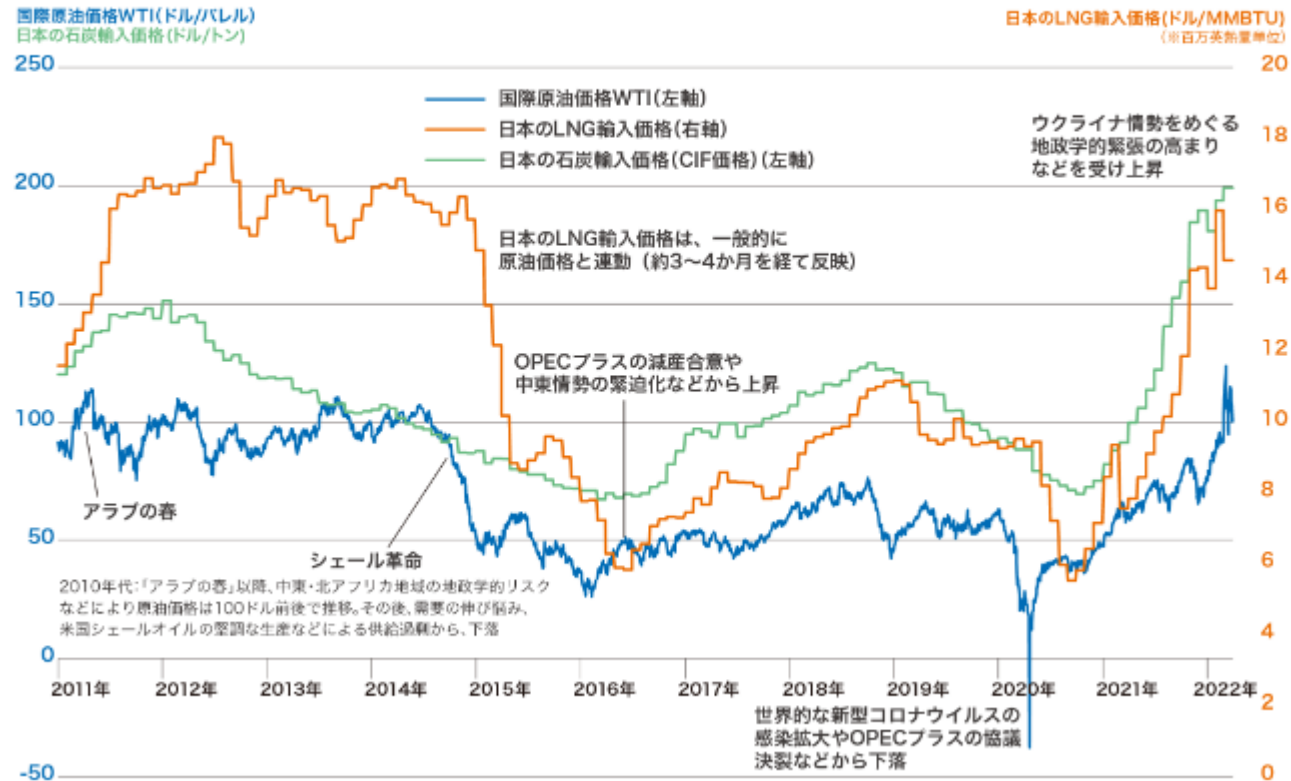
年代	取り組み	補足
1760年～	イギリス産業革命	環境問題の始まり。資源の大量消費。スモッグや酸性雨問題。
1960年代	日本：公害問題	水俣病/イタイイタイ病 等
1972年	国連人間環境会議 (ストックホルム会議)	環境問題に関する初の国際会議。世界110カ国以上が参加。スローガン「かけがえのない地球」。成果として「人間環境宣言」の採択、国連環境計画 (UNEP) の発足。10年ごとに大きな環境会議を開くことも決定。
1979年	日本：省エネ法 制定 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律)	1973年と同年のオイルショックにより。
1982年	UNEP管理理事会特別会合 (ナイロビ会議)	「ナイロビ宣言」や「1982年の環境:回顧と展望」などが採択。先進国と開発途上国との環境と開発をめぐる議論について共通の土俵ができた。
1992年	国連環境開発会議 (UNCED) (リオサミット)	「リオ宣言」や「気候変動枠組み条約」等が採択。環境と開発がテーマ。ほぼ全ての国連加盟国172カ国が参加し、NGOの代表も2400人参加。
1995年	第1回気候変動枠組み条約締約国会議 (COP1)	ドイツのベルリンで開催。以降毎年開催。 2000年以降の対策について第3回締約国会議(COP3)で数値目標をとらせた議定書を採択することを約束。
1997年	京都議定書の制定 (COP3)	初めて温室効果ガスの削減行動を義務化。先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意。
1998年	日本：温対法が公布 (地球温暖化対策推進法)	日本政府各省庁の地球温暖化対策をとりまとめたもの。毎年進捗状況についてフォローアップが行われている。
2000年	CDP 発足	英国の慈善団体が管理する非政府組織 (NGO)。投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営。
2006年	PRI 発足 (国連責任投資原則)	国際連合事務総長 (コフィー・アナン氏) が金融業界に対して提唱したイニシアティブ。投資判断にESG課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした世界共通ガイドライン。
2014年	RE100 発足	2050年までに再生可能エネルギー100%を目指す
2015年	SDGs 採択	2030年までに持続可能な世界を目指す世界目標
〃	パリ協定 採択	世界共通の目標として、2°C目標を設定
〃	SBT 発足	パリ協定の削減水準に基づく削減目標の設定の推進
2017年	TCFD	企業の気候変動による財務的影響の開示、シナリオ分析の導入を推進

コスト削減と エネルギーの安定化



過去の原油価格下落局面と現在の状況

過去の原油価格下落局面と現在の状況

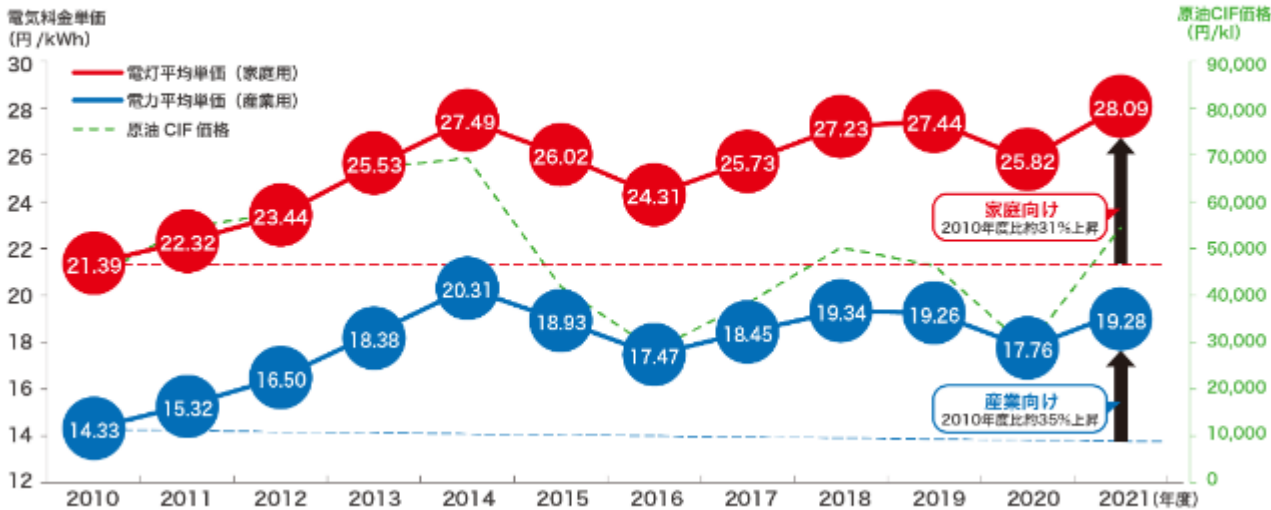


経済産業省 資源エネルギー庁がCME日経、財務省貿易統計を基に作成 (<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2021/002/#section2>)

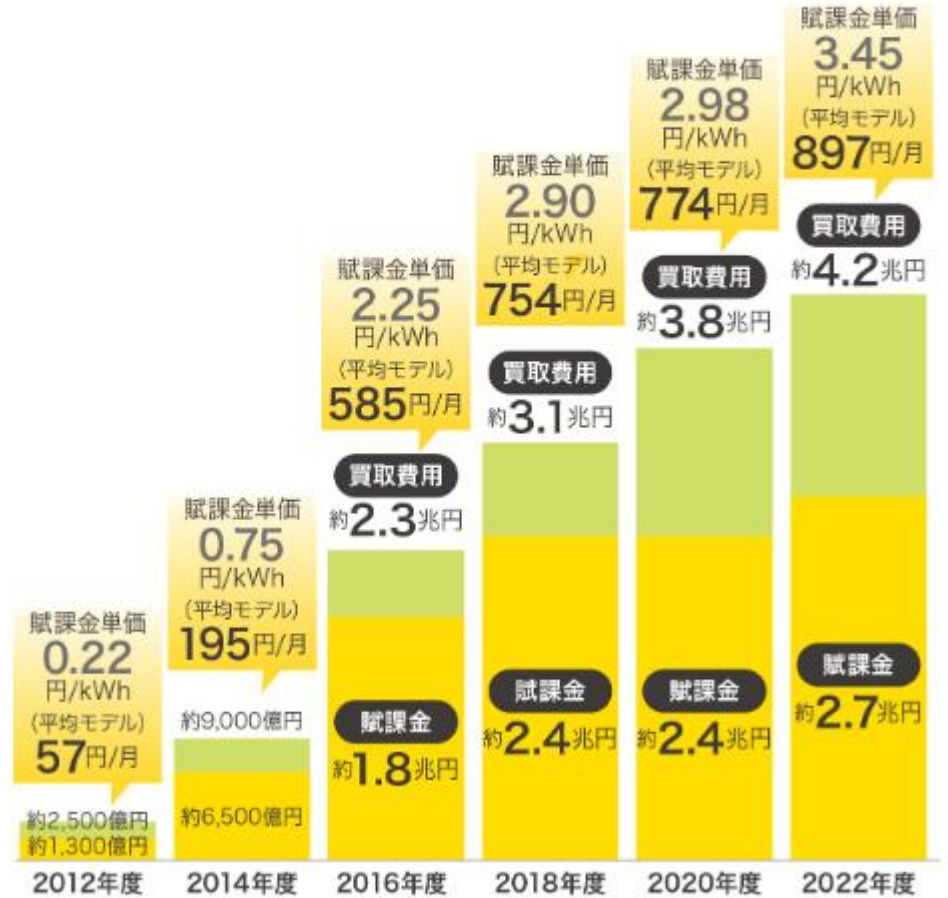
参考

電気代と再エネ賦課金の推移

電気料金平均単価の推移



固定価格買取制度導入後の賦課金の推移



経済産業省 資源エネルギー庁がCME日経、財務省貿易統計を基に作成 (<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2021/002/#section2>)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

（2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

（4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
（GX推進機構の業務）【第54条】
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）
- ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入
 - 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】
- ② 排出量取引制度
 - 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
 - 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

（5）進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】



地域におけるクリーンエネルギー供給や循環経済の仕組みづくりのイメージ

- 地域でのクリーンで安定的なエネルギー供給のインフラ構築や循環経済の仕組みづくりをし、官民の投資を促進することで、地域企業のカーボンニュートラルを支えていく。
- 自治体、金融機関、エネルギー会社、需要家との連携によるプロジェクトや地域産官学での将来のエネルギーやカーボンリサイクル技術などの社会実証の検討などを期待。

分散型エネルギーシステムの構築

地産地消・マイクログリッド

地域で環境価値やレジリエンスを必要とする需要家との連携・協働によりエネルギー地産地消、マイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーの構築。

産業立地地域のグリーン化

需給調整、熱電供給

工業団地などの産業集積地において、複数の事業者のエネルギー管理を一括して行い、コージェネレーションシステムを導入して、熱と電気の利活用を最適化。

再エネの確保

VPP、地域エネルギー会社

地域で太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等のエネルギーを創出し、IoTを活用したバーチャルパワープラント(VPP)として供給し、必要な事業者へ安定的に供給。

将来技術の検討や実証

水素・アンモニア、カーボンリサイクル

地域の立地企業と対話をしながら、企業の中期経営計画や新技術の実用化を想定し、地域での社会実証や将来のインフラを計画。

クレジット創出

Jクレジットの認証

省エネ設備の導入、再エネ利用、森林管理を地域で行い、CO2等の吸収量に「クレジット」を認証を受け、域内外の事業者へ提供。

資源循環

廃棄物の資源化、リサイクル

廃材や廃棄物を回収し、再利用する仕組みを官民で構築し、再資源化や再利用をすることにより、環境負荷を低減し、環境価値を創出。

12

脱炭素地域宣言 (ゼロカーボン宣言)

表明市区町村

北海道	青森県	秋田県	茨城県	群馬県	東京都	神奈川県	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	和歌山県	徳島県	福岡県	佐賀県	大分県	
古平町	八戸市	大館市	水戸市	太田市	墨田区	横浜市	加賀市	白馬村	御殿場市	志摩市	枚方市	那賀郡南町	阿南市	大木町	武雄市	大分市	
浜部町	七戸町	大湯村	土浦市	藤岡市	多摩市	藤沢市	金沢市	池田町	南伊勢町	南伊勢町	東大阪市	日高川町	北島町	福岡市	佐賀市	宇佐市	
二七〇町	つがる市	鹿角市	古河市	神流町	世田谷区	鎌倉市	白山市	小谷村	静岡市	森名市	泉大津市	鳥取県	三好市	北九州市	基山町	日田市	
石狩市	津浦町	大仙市	結城市	みねかみ町	鶴ヶ島市	川崎市	小松市	軽井沢町	牧之原市	多気町	大田市	北栄町	香川県	久留米市	小城市	国東市	
稚内市	佐井村	湯沢市	常陸市	大泉町	加須市	武蔵野市	大泉町	立科町	富士宮市	明和町	飯南町	南郷町	善通寺市	大野城市	鹿島市	別府市	
網走市	和室町	新得町	五所川原市	山本村	高萩市	館林市	上里町	南箕輪村	御前崎市	大台町	愛知県	米子市	高松市	鞍手町	娘野市	杵築市	
厚岸町	斜里町	東神楽町	六ヶ所村	秋田市	北茨城市	端恋村	河川町	津禰町	焼津市	大紀町	鳥取市	東かがわ市	境港市	丸亀市	唐津市	佐伯市	
喜茂別町	東神楽町	黒松内町	風間浦村	男鹿市	男鹿市	男鹿市	上野村	珠洲市	小幡市	紀北町	高石市	境港市	丸亀市	太宰府市	宮崎県	宮崎県	
鹿追町	中川町	岩手県	三種町	鹿嶋市	千代田町	山武市	千代田町	山武市	伊予市	伊予の国市	伊豆市	能勢町	日南町	坂出市	みやま市	平戸市	串間市
羅臼町	厚良町	久慈市	山形県	湯泉市	前橋市	野田市	柏江市	柏江市	島田市	尾鷲市	河内長野市	倉吉市	宇多津町	榑栗町	五島市	宮崎市	
富良野市	遠別町	二戸市	東根市	守谷市	守谷市	内海町	内海町	内海町	島田市	玉城町	堺市	三朝町	観音寺市	宗像市	都農町	宮崎市	
当別町	美瑛町	岩手県	葛巻町	米沢市	常陸大宮市	高山村	浦安市	新宿区	高森町	高森町	八尾市	島根県	三木町	吉賀市	長与町	五ヶ瀬町	
小樽市	乙部町	軽米町	野田村	庄内町	飯豊町	洋野町	一戸町	八幡平市	宮古市	一関市	尾花沢市	大船渡市	岩手県	大船渡市	岩手県	岩手県	
紋別市	滝上町	古小牧市	石狩町	足寄町	中富良野町	更別村	七飯町	清水町	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	
中富良野町	中富良野町	更別村	七飯町	清水町	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	
更別村	七飯町	清水町	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	
更別村	七飯町	清水町	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	

*朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略



令和6年度概算要求時における環境保全経費の取りまとめについて

環境省では、この度、令和6年度環境保全経費概算要求額を取りまとめました。

令和6年度概算要求の総額は、2兆9,724億円で、主に「地球環境の保全」の区分におけるGX関連予算等による増額により、令和5年度当初予算比+81.2%（+1兆3,324億円）と大幅増になりました。

環境省においては、今後、政府予算案の編成において、環境保全経費の確保に努めてまいります。

1. 環境保全経費とは

環境保全経費とは、政府の経費のうち地球環境の保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費を総称したものです。

環境省では、関係府省において取り組まれている環境保全に係る施策が、政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省設置法第4条第1項第3号の規定に基づき、概算要求に先立って、「令和6年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針」（令和5年8月3日公表）を関係府省へ示し、見積りの方針の調整を行っています。

今回の環境保全経費の取りまとめに当たっては、基本方針に照らし、関係府省から提出された新規施策等についてはヒアリングを行う等により、環境保全に資する施策であるかを確認した上、全体を取りまとめて財務省に提出し、政府予算案の編成における配慮を求め、環境保全経費の確保に努めてまいります。

今後、政府予算案の決定時においても、環境保全経費の取りまとめを行い、結果についても公表します。

2. 令和6年度環境保全経費概算要求の総額

令和6年度概算要求の総額：2兆9,724億円(前年度当初予算比+81.2%、+1兆3,324億円)

令和5年度当初予算の総額：1兆6,399億円

3. 環境保全経費概算要求額の施策体系別内訳及び主な施策

令和6年度概算要求額（令和5年度当初予算額）・・・・・・・・【対前年度増減額】

(1) 地球環境の保全・・・・・・・・1兆9,597億円(6,017億円)【+1兆3,579億円】

○ 蓄電池の製造サプライチェーン強靱化支援事業【経済産業省】、GXサプライチェーン構築支援事業【経済産業省】、断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業【環境省】（経済産業省、国土交通省連携事業）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【環境省】、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業【国土交通省】、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業【環境省】等

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用・・1,916億円(1,606億円)【+310億円】

○ 水源林造成事業【農林水産省】、国営公園維持管理費等【国土交通省】、自然公園等事業費【環境省】、指定管理鳥獣捕獲等事業費【環境省】、OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業【環境省】等

(3) 循環型社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・933億円(706億円)【+227億円】

○ 循環型社会形成推進交付金【環境省】、大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業【環境省】、廃棄物処理施設整備事業費【国土交通省】、産官学連携によるサーキュラーエコノミー加速化事業【経済産業省】等



【令和6年度要求額 2,800百万円（800百万円）】 環境省

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

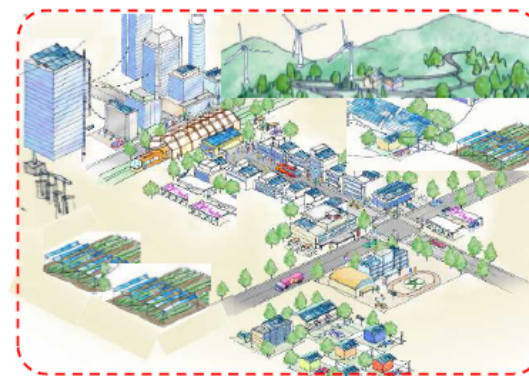
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）
(1)④(2)③(3) 委託事業
- 補助・委託対象 (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④(2)②③(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、(1)④(3)②③は令和5年度～
(2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



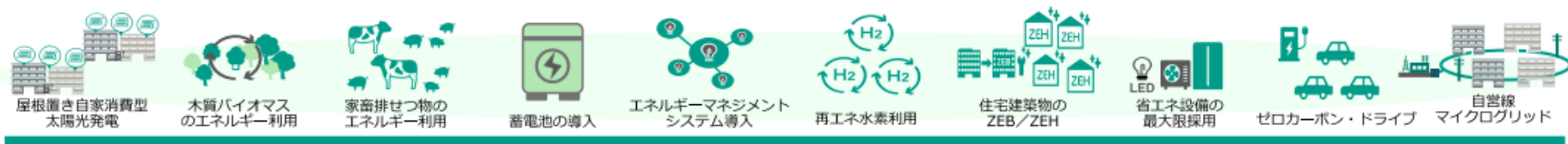
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109



地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する		



地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度要求額 66,000百万円 (35,000百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

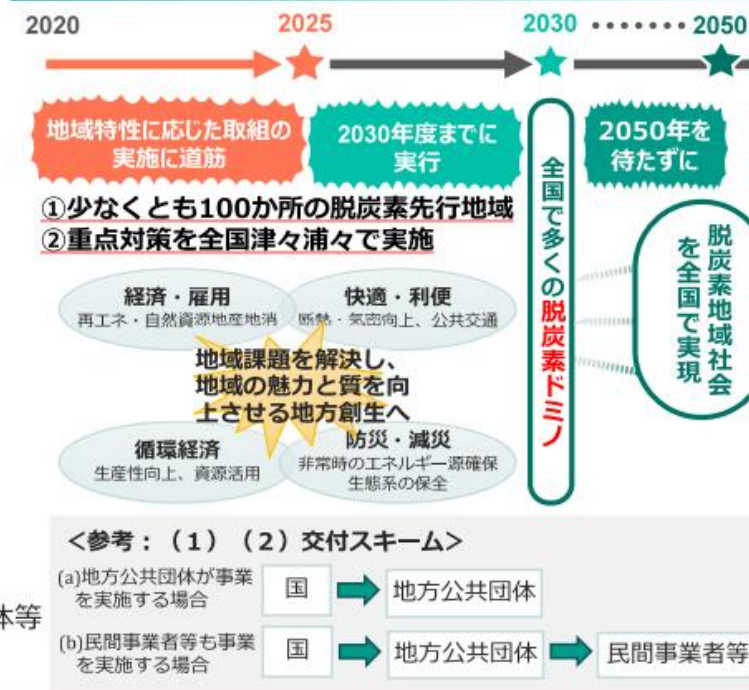
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

「脱炭素先行地域」やその取組を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等について評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

